（償還金等の支払調書の提出範囲に関する経過措置）

第十四条　新令第三百五十二条の二第一項及び第二項（第四号に係る部分に限る。）（償還金等の支払調書の提出範囲）の規定は、平成二十八年一月一日以後に行われる新法第二百二十五条第一項第十一号（支払調書）に規定する償還金等の交付について適用する。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第十五条　新令第三百五十五条第四項（支払調書等の提出の特例）（同条第一項の申請書に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に提出する同条第一項の申請書について適用する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十八号

法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の施行に伴い、及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三目の三　株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡（第百三十六条の三）」を「第三目の三　医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の三の四）」に、「第百八十四条」を「第百八十三条」に、「第一節　課税標準及び税額の計算（第百八十五条―第百九十条）」を「第一節　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（第百八十四条―第百九十条）
第二節　申告及び還付（第百九十一条）
第三節　その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第百九十一条―第二百一条）
第四節　税額の計算（第百九十二条―第二百六条）」に改める。

第一条中「適格株式移転」の下に「、恒久的施設」を、「、適格株式移転」の下に「、恒久的施設」を加える。

第三条第一項及び第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項の表第一項第一号イの項を削り、同表第一項第二号イ(4)の項の次に次のように加える。

第一項第二十九号リ	公益社団法人若しくは公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この号において「公益社団法人等」	一般社団法人又は一般財団法人（以下この項及び次項第二号において「一般社団法人等」

第三条第四項の表第一項第二十九号リからルまでの項中「第一項第二十九号リからルまで」を「第一項第二十九号ヌ」に改め、同表第一項第二十九号ヲの項中「第一項第二十九号ヲ」を「第一項第二十九号ワ」を「第一項第二十九号ヲ」に改め、同表第一項第二十九号ヨの項中「第一項第二十九号ヨ」を「第一項第二十九号カ」に改め、同表第一項第二十九号タ及び第三十三号ハ並びに第二項第二号の項中「第一項第二十九号タ」を「第一項第二十九号ヨ」に改める。

第四条の三の次に次の一条を加える。

（恒久的施設の範囲）

第四条の四　法第二条第十二号の十八イ（定義）に規定する政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫（倉庫業者がその事業の用に供するものに限る。）

二　鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所

三　その他事業を行う一定の場所で前二号に掲げる場所に準ずるもの

2　次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。

一　外国法人がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所

二　外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所

三　外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所

3　法第二条第十二号の十八ハに規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者（その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。）とする。

一　外国法人のために、その事業に関し契約（その外国法人が資産を購入するための契約を除く。以下この項において同じ。）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（その外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。）

二　外国法人のために、顧客の通常の要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者

三　専ら又は主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。）のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者

第五条第一項第一号を次のように改める。

一　物品販売業（動植物その他通常物品といわないものの販売業を含む。）

第五条第一項第二号ニ中「（業務の範囲）」、同条第二項第五号、同法附則第五条第一項第一号から第三号まで（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）、同条第二項第一号並びに同法附則第六条第三項第一号及び第二号（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）」を「並びに第二項第五号（業務の範囲）」に、「、同法附則第八条の四第一項」を「及び第八条の四第一項」に改め、「及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）附則第四条第一項（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）」を削り、同号ヘ及び同項第三号ヌを削り、同号ルを同号ヌとし、同項第四号ハ及び第五号リを削り、同号ヌを同号リとし、同号ル中「、同法附則第五条第一項第一号から第四号まで、同条第二項第一号並びに同法附則第六条第三項第一号及び第二号」を削り、「、同法附則第八条の四第一項及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律附則第四条第一項」を「及び第八条の四第一項」に改め、同号ルを同号ヌとし、同項第二十九号リを削り、同号ヌ中「公益社団法人等」を「公益社団法人若しくは公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この号において「公益社団法人等」という。）」に改め、同号ヌを同号リとし、同号ルからヨまでを同号ヌからカまでとし、同号タ中「ヨまで」を「カまで」に改め、同号タを同号ヨとする。